

茅野山・早通地区住民バスに関する協定書の一部を変更する協定書

茅野山・早通生活交通協議会（甲）、さくら交通株式会社（乙）及び新潟市（丙）は、令和6年4月1日締結の茅野山・早通地区住民バス運行に関する協定書（以下「原協定書」という。）の第10条について、次のとおり変更する協定を締結する。

なお、その他の協定事項は、原協定書のとおりとする。

（変更前）

（運行期間及び運行日）

第10条 運行期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、運行日は毎日とする。

（変更後）

（運行期間及び運行日）

第10条 運行期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、運行日は12月31日～1月3日を除いた日とする。

この改正は、令和6年12月2日から適用する。

本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年12月2日

甲 新潟市江南区早通4丁目6番17号
茅野山・早通生活交通協議会
会 長 杉本 克己

乙 新潟市東区豊1丁目11番43号
さくら交通株式会社
代表取締役 三田 啓祐

丙 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市長 中原 八一